

# ふるさと訪問看護ステーション重要事項内容 R7・9・1現在

## 事業概要

運営法人	社会福祉法人絆福祉会
事業所名	ふるさと訪問看護ステーション
事業所No	
併設事業	ふるさとmine・居宅介護支援事業所ふるさとmine
勤務体制	管理者兼看護職員：1名以上 看護職員：2名以上 その他：理学療法士：1名 事務員等1名
サービス提供地域	神戸市垂水区・西区

## 営業日等

営業日	月曜日から土曜日（1月1日から1月3日を除く）
営業時間	8時30分 から 17時30分
提供日	月曜日から土曜日（1月1日から1月3日を除く）
提供時間	8時30分 から 17時30分
その他	24時間電話等による連絡相談等が可能であり、必要に応じ適切に対応します

## 利用料金等

利用料金（1回あたり） 介護保険訪問看護の場合

		（単位数） 利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
サービス利用時間ごとの料金（訪問看護）	20分未満	314	3403	341	681	1021
	30分未満	471	5105	511	1021	1532
	30分以上1時間未満	823	8921	893	1785	2677
	1時間以上1時間30分未満	1128	12227	1223	2446	3669
	理学療法士等による訪問の場合（1回につき）	294	3186	319	638	956

## 医療保険訪問看護の場合

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで（看護師・理学療法士）	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降(看護師)	1日につき	6,550円	655円	1,310円	1,965円
週4日目以降(理学療法士)	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週3日まで（准看護師）	1日につき	5,050円	505円	1,010円	1,515円
週4日目以降(准看護師)	1日につき	6,050円	605円	1,210円	1,815円
専門研修を受けた看護師（※）の場合		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

※加算等に関する内容は、重要事項説明書に記載

## その他の費用

交通費	通常実施地域超過片道1キロメートル以上 10円/キロメートル	
キャンセル料	訪問前日17時30分迄に連絡がない場合 2,000円	
保険外サービス	平日	
	8時30分より17時30分	10,000円/60分
	17時30分より22時00分	12,500円/60分
	22時00分より翌6:00分	15,000円/60分
	6時00分より8時30分	12,500円/60分
	土曜日・日曜日・祝日 一律	15,000円/60分
駐車場代	近隣パーキングを使用した場合は、駐車料金を請求させていただきます。	
吸引機レンタル	緊急時のみ 100円/日	
吸引チューブ費用	吸引機レンタルした場合 100円/本	
事故発生時の対応		

## 対応窓口

対応窓口	神戸市垂水区塩屋町6-38-8 連絡先：078-752-8349 事務局
契約保険会社	東京海上日動 代理店：プレミアムサポート
対応方法	利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所・介護予防支援事業者（地域包括支援センターより介護予防支援の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 また、利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 苦情相談窓口

対応窓口	神戸市垂水区塩屋町6-38-8 連絡先：078-752-8349 事務局
対応方法	①相談又は苦情受付 ②当該管理者等による対応 ③内容により第三者委員へ報告 ④利用者又はその家族と面接（来所要請又は訪問） ⑤サービス提供者の要請（事実確認、改善策有無確認） ⑥利用者又はその家族へ報告 ⑦解決が困難である場合は、第三者委員の介入 ⑧解決に繋ぐ

## その他

個人情報保護	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
高齢者虐待防止	虐待防止に関する担当者を選定しています。 担当者 社会福祉法人絆福祉会 統括施設長 江見秀貴 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。 虐待防止のための指針の整備をしています。 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。 サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に 養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
ハラスメント対策	事業所は、ハラスメントに関する研修等は定期的に実施し、適宜必要な対応を検討し
BCP業務継続計画	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
医療DX推進の体制の整備	訪問看護療養費（公費等含む）の費用請求は、基本オンライン請求により実施するものとし、電子資格確認を行う為の専用端末及び専用回線を有している。（R7.5.31以降はHPへ掲載する）